令和３年度　学　校　基　本　調　査

（様式第25号）
統計法に基づく基幹統計調査

卒業後の状況調査票（中等教育学校　前期課程・後期課程（全日制・定時制））（５－１）

—令和3年5月1日現在—

㊙ 統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。 政府統計

都道府県番号	学校調査番号	
		7

中等卒１

1 学校の所在地	〒　（市区郡）　（町村）　（番地） 電話（　〈　〉　）
2 (フリガナ) 学校名	中等教育学校 分校

	所在地の市町村番号	3 区分別	4 設置者別	5 本校分校別
※6110		1 前期課程	1 国立 2 公立 3 私立 （該当する項の番号を記入する。）	1 本校 2 分校 （該当する項の番号を記入する。）

報告者	校長 氏名	
	取扱者 氏名	

6　状況別修了者数（令和3年3月修了者）

	男女別	A 高等学校等進学者									B 専修学校（高等課程）進学者	C 専修学校（一般課程）等入学者		D 公共職業能力開発施設等入学者	E 就職者等（左記A～Dを除く。）			F 左記以外の者	G 不詳・死亡の者	計（修了者総数）
		高等学校（本科）			中等教育学校後期課程（本科）		高等学校（別科）	中等教育学校後期課程（別科）	高等専門学校	特別支援学校高等部					自営業主	常用労働者 無期雇用者	常用労働者 有期雇用労働者（一か月以上の雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者）	臨時労働者		
		全日制	定時制	通信制	全日制	定時制				本科 / 別科										
6020	男														a	b				
6030	女														h	i				
※6040	計														o	p				

	男女別	（再掲）左記Aのうち他県への進学者	左記A，B，C，Dのうち就職している者 Aのうち	Bのうち	Cのうち	Dのうち	左記E有期雇用労働者のうち	7 「6」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の状況（再掲） A進学者 高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科	特別支援学校高等部の本科及び別科	B 専修学校（高等課程）進学者	C 専修学校（一般課程）等入学者	D 公共職業能力開発施設等入学者	E 就職者等（左記A，B，C，Dを除く。）	F+G 左記以外の者，死亡の者，不詳	計
6020	男		c	d	e	f	g								
6030	女		j	k	l	m	n								
※6040	計		q	r	s	t	u								

	男女別	8 「6」の修了者総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲） 高等学校（本科） 全日制	定時制	高等専門学校	特別支援学校高等部（本科）	計
6021	男					
6031	女					
※6041	計					

9 就職先の産業別就職者数（再掲）	第1次産業 県内	第1次産業 県外	第2次産業 県内	第2次産業 県外	第3次産業 県内	第3次産業 県外	左記以外のもの 県内	左記以外のもの 県外	計 県内	計 県外	計
6021 男											a+b+c+d+e+f+g
6031 女											h+i+j+k+l+m+n
※6041 計											o+p+q+r+s+t+u

「9」の産業分類表

調査票の分類	左の分類に含む大分類（「日本標準産業分類」による）
第１次産業	「農業，林業」，「漁業」
第２次産業	「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」
第３次産業	「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業（他に分類されないもの）」，「公務（他に分類されるものを除く）」
左記以外のもの	「分類不能の産業」及び「就職先の産業別が不明の者」

1　本校と分校（正規の手続を完了したもの）は，別々に調査票を作成する。分校の調査票は本校で取りまとめ，校長から提出する。
2　数字は，□□□　の中に一字ずつ，右側につめて記入する。
3　符号ａ～ｕは，調査票の各欄の同符号と必ず一致しなければならない。
4　「計」欄のあるところは，必ず検算をする。

文　部　科　学　省

調査票の作成要領

「都道府県番号」，「設置者別」及び「本校分校別」の記入については，「学校基本調査の手引」を参照して，また，調査事項「６」以下については，次の説明により正確に記入してください。

６　状況別修了者数（令和3年3月修了者）

「状況別修了者数」の各欄は，次の区分により記入する。

「Ａ　高等学校等進学者」には，高等学校の本科（全日制，定時制及び通信制）及び別科，中等教育学校後期課程の本科及び別科，高等専門学校，特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学（進級）した者及び進学（進級）しかつ就職した者を記入する。

＊ なお，中等教育学校後期課程の「別科」及び特別支援学校高等部の「別科」は令和2年5月1日現在設置されていないので十分注意すること。

「Ｂ　専修学校（高等課程）進学者」には，専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を記入する。ただし，「Ａ高等学校等進学者」の欄に記入した者は，この欄には記入しない。

「Ｃ　専修学校（一般課程）等入学者」には，専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を記入する。

「Ｄ　公共職業能力開発施設等入学者」には，公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学しかつ就職した者を記入する。

「Ｅ　就職者等」には，上記Ａ，Ｂ，Ｃ及びＤ以外で就職した者等の数を記入する。「就職」とは給料，賃金，利潤，報酬その他経常的収入を得る仕事に就くことをいう。自家・自営業に就いた者は含めるが，家事手伝い，臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。この場合の「９」欄の産業別は「左記以外のもの」とし，県内・県外別は「県外」として扱う。）

「Ｆ　左記以外の者」には，①家事手伝いをしている者，②外国の高等学校等に入学した者，③上記Ａ～Ｅに該当しない者で進路が未定であることが明らかな者の合計数を記入する。

「Ｇ　不詳・死亡の者」には，修了者のうち，上記各欄のいずれにも該当するか不明の者，本年５月１日までに死亡した者の数を記入する。

＊　修了者が上記各区分に重複して該当する場合は，便宜，Ａ→Ｂ→Ｃ→Ｄ→Ｅの順に記入することとし，重複記入はしないこと。また，記入にあたっては，　以下の点に留意する。

①　令和３年５月１日現在の状況を記入する。従って，進学（進級），入学した者が５月１日までに退学した場合，就職した者が５月１日までに退職した場合は進学（進級）者，入学者，就職者として扱わない。なお，卒業時から令和３年５月１日までの状況の変更について把握できない場合は，卒業時の状況を記入する。

②　上記Ａに該当する者で，他県への進学者は必ず（再掲）「左記Ａのうち他県への進学者」に記入する。なお，他県の中等教育学校後期課程へ編入学した者も含めて記入する。

③　上記Ａ，Ｂ，Ｃ及びＤに該当する者で，就職している者は必ず（再掲）「左記Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄのうち就職している者」に記入する。

④　上記Ｅのうち有期雇用労働者であって，該当する者は必ず（再掲）「左記Ｅ有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者」に記入する。

７　「６」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の状況（再掲）

学校教育法81条2項に規定する学級（特別支援学級）修了者の状況を「６」の再掲で記入する。

８　「６」の修了者総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）

「６」に計上した修了者のうち，高等学校の本科（通信制及び別科は除く。就職して願書を提出した者を含む。），高等専門学校又は特別支援学校高等部の本科（別科は除く。）へ願書を提出した者の実数を記入する。同一人が２校（又は２課程）以上に願書を提出した場合も，１名として記入する。例えば，同一人が２校（又は２課程）に入学志願して，そのうち幾つかの学校（又は課程）に合格した場合は，実際に進学した方に記入し，いずれの学校（又は課程）にも不合格の場合は，第一志望の方に記入する。

９　就職先の産業別就職者数（再掲）

「６」の「Ｅ　就職者」及び「（再掲）左記Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄのうち就職している者」を，就職先の事業所の所在地により県内と県外に分け，また事業所の産業別（左の「産業分類表」参照）に分けて記入する。

記入後の確認事項

⑴　「都道府県番号」，及び「４」，「５」の各欄は，正しい番号が記入されているか。
⑵　「各々の入学志願者数」は，「各々の高等学校等進学者数」より大きいか又は等しくなっているか。
⑶　調査票の欄外にある注のとおり記入されているか。